仕　様　書

１　委託名

　千葉市農政センター土壌診断室局所排気装置更新業務委託

２　履行場所

　千葉市若葉区野呂町地内（千葉市農政センター内）

３　履行期間

　契約締結の翌日から令和６年３月１９日(火)まで

４　目的

局所排気装置は土壌診断で使用する多くの化学物質を安全に取り扱うための機器である。特に、アルデヒド類を使用するためには局所排気装置の設置が義務付けられている（特定化学物質障害予防規則　第５条）。

本装置については、製造から相当の年月が経過していることから、修繕の際に部品の入手が非常に困難または不可能であること。また、メンテナンスを実施した結果、故障箇所によっては、故障時に一切の修繕を行うことができない、または非常に困難であることが判明したため更新を行う。

５　委託内容

　土壌診断室に既設の局所排気装置を撤去し、下記６の仕様を満たす局所排気装置へ更新を行う。

６　更新する局所排気装置が充足すべき仕様、性能、機器構成等

　別紙のとおり。

７　その他

1. 室内及び既設の他の分析機器等が汚損しないよう、適切な養生等を行うこと
2. 業務の履行に伴い発生する廃棄物等については、関係法令に基づき適正に処理すること。
3. 業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
4. 更新にあたり必要となる運搬据え付け、ダクト配管工事、給排水工事、ガス工事なども委託業務内容に含む。
5. 労働安全衛生法に基づく局所排気装置の設置届について、書類の作成など、申請に係る補助を行うこと。
6. 現場の状況により、やむを得ず行う軽微な変更は、発注者と協議の上、請負金額の増減を伴わない範囲で行うことができる。
7. 本仕様に定めのない事項で疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定すること。

８　参考機種

　上記仕様を満たす更新する局所排気装置の参考機種として、以下の装置を提示する。

・株式会社ダルトン

ドラフトDFC-13-AB-PA40

シロッコファンCES101V RH